

大蔵委員会議録第二号

平成五年二月二日(火曜日)  
午後零時十分開議

出席委員

委員長 藤井 裕久君

理事 井奥 貞雄君 理事 石原 伸晃君

理事 田中 秀征君 理事 前田 正君

理事 仙谷 由人君 理事 渡辺 嘉藏君

理事 日笠 勝之君

浅野 勝人君 岩村卯一郎君

衛藤征士郎君 大島 理森君

河村 建夫君 左藤 恵君

戸塚 進也君 中村正三郎君

原田 義昭君 福田 康夫君

松岡 利勝君 光武 顯君

宮里 松正君 村井 仁君

山下 元利君 伊藤 茂君

池田 元久君 上田 卓三君

小野 信一君 佐藤 恒晴君

沢田 広君 戸田 菊雄君

中沢 健次君 中村 正男君

早川 勝君 細谷 治通君

井上 義久君 河上 重雄君

正森 成二君 中井 治君

出席國務大臣

大蔵 大臣 林 義郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 村上誠一郎君

大蔵省主計局次 竹島 一彦君

大蔵省主税局長 濱本 英輔君

委員外の出席者

食糧庁管理部長 樋口 久俊君

画課長

自治省財政局交 田村 政志君

大蔵委員会調査  
室長

中川 浩扶君

委員の異動

二月二日

辞任

江口 一雄君

小林 興起君

渡辺 秀央君

補欠選任

宮里 松正君

松岡 利勝君

原田 義昭君

同日

辞任

原田 義昭君

松岡 利勝君

宮里 松正君

補欠選任

渡辺 秀央君

小林 興起君

江口 一雄君

本日の会議に付した案件

平成四年度の水田農業確立助成補助金について  
の所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案  
起草の件

○藤井委員長 これより会議を開きます。

平成四年度の水田農業確立助成補助金について  
の所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草  
の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般理事会等において  
協議いたしました結果、お手元に配付いたしまし  
たとの起草案を得ました。

まず、本起草案の趣旨及び概要を御説明申し上  
げます。

本起草案は、平成四年度に政府等から交付され  
る水田農業確立助成補助金について、税制上、次  
の軽減措置を講ずるものであります。

第一に、個人が交付を受ける同補助金について  
は、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作

に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費と  
みなすこととしております。

第二に、農業生産法人が交付を受ける同補助金  
については、圧縮記帳の特例を設け、当該法人が  
交付を受けた後二年以内に、事業の用に供する固  
定資産の取得または改良に充てる場合には、圧縮  
額を損金に算入することとしております。

なお、本特例措置による国税の減収額は約五億  
円と見込まれております。

以上が本起草案の趣旨及び概要であります。

平成四年度の水田農業確立助成補助金について  
の所得税及び法人税の臨時特例に関する法律  
案

〔本号末尾に掲載〕

○藤井委員長 この際、沢田広君から発言を求め  
られておりますので、これを許します。沢田広  
君。

○沢田委員 本件はちょうど二十年になります  
か、日本の米作に対するある意味における警鐘を  
鳴らしながら、また農民の皆さんの協力を仰いで  
きた、こういう経緯であります。本来ならば、今  
日の時点からいえば本格的な議論があつてしかる  
べきだと思つておりますが、それは農林委員会  
という所管がありますために、大蔵委員会として

はやや遠慮しているんだらうと思つてますが、もっ  
と遠慮しないで、やはりどの委員会でも堂々と  
国の浮沈にかかわる問題でありますから、やつて  
いくことが望ましいと言つつけ加えておきたいと  
思ひます。

今までも、私もずっと農林関係、言つてしまし  
た。私は、提案を申し上げるのですが、いろいろ  
世界の動きも微妙であります。といつて、私も食  
糧制度を今直ちに撤廃しろ、米の自由化賛成とい

う意味ではありません。しかし、だからといつて  
今の府県別みたいな単位でやっていると云つて  
はない。

あえて農林の方に来ていただきましたけれど  
も、今日の米作の状況から見れば、例えば箱根か  
ら北海道まで含めて、ひとつ米の需給、また国民  
がどういふ米を選択をしていくか、そういうエリ  
アの中での需給関係を考えてみたらどうか。ある  
いは名古屋、大阪、それから岡山であるとか神戸  
であるとか、山口もあるし、多くの消費地を持っ  
ていますから、それを四国を含めて関西ブロック  
でひとつそれぞれ協議して、それが一番国民の  
ニーズに合っていくのか。それから、九州はや  
別になつて申しわけないのですけれども、九州、  
沖縄を含めてこれもブロックにしながら、その  
エリアの中で需給体制を考えてみる、こういうこ  
とを進めてみたらどうかという実は提案をした  
わけでありました。

そのことが何かといえ、今のままでは、もし  
万一のような状況、明治維新のような場合に対  
することが間に合なくなつてしまふ、こういう  
こともありますから、自衛隊もできたのはそうい  
う意味だと思つての。だから、いろいろな場合  
を想定して農業の問題もいわゆる変革を考えてい  
かなくちやならぬ。やはりこれだけでも五年や六  
年かかるだらうと思つての。もしそういうふう  
な制度にしてみても、ですから、これも一つの例  
示であります。そういう意味で試行錯誤は覚悟  
しながらやっていくことが必要なのではないかと  
いうことを言いたかったのであります。その点はひ  
つ御答弁をいただきたいと思ひます。

それからもう一つは、特に農林の関係で、いわ  
ゆる農業排水が都市排水になつてくる、そしてそ  
の後には準用河川になつてしまふ、準用河川にな  
つたときにはもう何も予算がついてこない。です

ら、今は地方交付税では人頭割なんですね。人頭割で準用河川を直していくなんて、道路にあれだけ立派な予算がつくけれども、河川には全然ついていかない。これでは不都合だし、環境整備もできません。ですから、その点は準用河川にも延長ありというような交付税の予算の割り当てを考えたいくべき時期に来ているのではないかとという意味で、これは自治省の方にお答えをいただきます。

最後に、総括的に大臣から、この米の問題も含めて、試行錯誤はあるだろうけれども、いろいろな角度で日本の国民の生命を守っていく、主食を守っていく、そういう立場で検討していくべき時期じゃないかという立場でお答えをいただきたいと思ひます。

質問は大体四分ぐらいで終わっているはずであります。あと御回答をいただいて、つけ加えるようになったらまたお許しをいただきたいと思ひます。お願いいたします。

○樋口説明員 お答えを申し上げます。

食糧管理制度につきましてお話しございましたのですが、現在、全国を対象といたしまして、生産者が生産をいたしました米を政府の一定のコントロールのもとで、政府米あるいは自主流通米という形で全国的に流通をさせることによりまして、国民の主食でございます米を全国津々浦々の消費者に年間を通じて安定的に供給するという役割を果たしているところでございまして、お話しございましたような特定の消費地と生産地を組み合わせてブロック化するという考え方は、なかなか制度の目的といえますか、そういうものとなじみにくいものと考えておるわけでございます。

御承知のとおり、米は一年一作でございますし、自然災害の影響を受けやすい性格を持っておりますことも考えまして、現在のような仕組みをとることによりまして、例えば特定の地域で豊凶変動が生じた場合にも、全国的規模で需給操作を行うということによりまして、目的でございます。

供給と価格の安定に支障が生ずることを防止するということができるのではないかと考えておるわけでございます。

なお、米の流通につきまして、いろいろ御意見、御提言も各種の立場からあるわけでございまして、効果的な米の流通でございますか消費のニーズへの的確な対応などなどの観点から、時代に即応していろいろな改善を図っていくか、時代といかないと思っておりますが、今後とも需給、価格の安定を図ると思います。そういう役割、機能を前提として、市場原理、競争条件の一層の導入に努めたいと思っております。

○田村説明員 準用河川の財源措置についてのお尋ねでございます。

現在、準用河川の改修、維持管理に要する経費につきましては、交付税上、単位費用において措置しているところでございまして、平成五年度におきまして、この単位費用の充実を図ってまいりたいと考えております。準用河川の指定は市町村長の判断によることになっておりまして、指定された準用河川の延長と地方団体の河川管理の実態、財政支出の状況とは必ずしも比例しない場合もあるわけでございます。

そこで、平成五年度につきましては、改修に要する経費につきまして、一〇〇％、臨時河川等整備事業費、地方債を充当いたしまして、その元利償還の三〇％を基準財政需要額に算入することにより、事業実施を行う地方団体に対して交付税措置の充実を図ることとしておるところでございます。

○林(義)国務大臣 沢田委員から御指摘のように、米の問題というのは日本の一番大切な問題だという認識を私は持っておりますし、また、いわゆる関税化の問題等いろいろございましてけれども、やはり国会決議を十分尊重して対処をしていかなければならない問題であろうと私は思ひます。ただ、この米の生産、単に米という物質的なもの

のだけでなく、その生産を支えるところの農村の状況を見ますと、大変高齢化が進んできておるといふこともございまして、また、もう少し生産性を上げたかどうかという点もございまして、新しい農政という形で新しい方策を今打ち出しているところであります。いろいろな点をそいういった形で求めていくことは私はやはり大変なことだ、単にことしどうだということではなくて、これから十年、二十年先のことまで考えてお互いやっていかなければならない問題だと思ひます。御指摘は十分に受けとめて頑張っていくたい、こう思っております。

○沢田委員 時間ですから、ぜひ御考慮をいただくことをお願いいたします、終わりたいと思ひます。

○藤井委員長 この際、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があれば発言を許します。林大蔵大臣。

○林(義)国務大臣 この法律案につきましては、稲作転換の必要性にかんがみ、あえて反対いたしません。

○藤井委員長 お諮りいたします。

本起草案を委員会の提案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○藤井委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案と決定いたしました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○藤井委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

平成四年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成四年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成四年度の水田農業確立助成補助金の交付を受けた場合には、当該個人の平成四年度の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基となった農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成四年度の水田農業確立助成補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田農業確立助成補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその

交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

平成四年度に政府等から交付される水田農業確立助成補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約五億円である。

平成五年二月八日印刷

平成五年二月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E